

防災・減災対策特別委員会会議録

平成30年5月21日

場 所 第3委員会室

平成30年5月21日（月曜日）

消防保安課長 室屋利春

午前10時0分開会

事務局職員出席者

政策調査課主任主事 勝目花穂
政策調査課主査 深江和明

会議に付した案件

○概要説明

総務部

1. 本県における防災・減災対策の取組について

○協議事項

1. 委員会の調査事項について
2. 調査活動方針・計画について
3. 次回委員会について
4. その他

出席委員（11人）

委員	長	中野廣明
副委員	長	河野哲也
委員		緒嶋雅晃
委員		坂口博美
委員		丸山裕次郎
委員		後藤哲朗
委員		野崎幸士
委員		渡辺創
委員		来住一人
委員		有岡浩一
委員		武田浩一

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総務部

危機管理統括監	田中保通
危機管理局長 兼危機管理課長	高林宏一

○中野委員長 それでは、ただいまから防災・減災対策特別委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります。ただいま御着席のとおり決定してよろしいでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてありますが、お手元に配付の日程（案）をごらんください。

本日は、委員会設置後、初の委員会です。当委員会の設置目的に関する事項として、総務部から、本県における防災・減災対策の取り組みについての概要説明を予定しております。

その後、調査事項及び調査活動方針・計画について御協議をいただきたいと思っておりますが、このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、防災対策に係る特別委員会は、過去10年間でも、平成23年度及び平成25年度に設置しているところでもありますので、参考といたしまして、その際の調査活動や要望事項をまとめたものを資料3から6として配付いたしております。適宜御参考いただきながら、本委員会を進めていきたいと思っております。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時4分再開

○中野委員長 委員会を再開いたします。

今日は、総務部に来ていただきました。

初めに、一言御挨拶申し上げます。

私は、この特別委員会の委員長に選任されました東諸県郡選出の中野廣明であります。私も11名がさきの臨時県議会で委員として選任され、今後1年間、調査活動を実施していくことになりました。特に、この特別委員会は県民の人命にかかわることですので、しっかりやっていきたいと思っております。当委員会の設置目的に沿って委員会を実施してまいりたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

次に、委員を紹介いたします。

最初に、私の隣が延岡市選出の河野哲也副委員長です。

続きまして、皆様から見て左側が西臼杵郡選出の緒嶋雅晃委員です。

児湯郡選出の坂口博美委員です。

小林市・西諸県郡選出の丸山裕次郎委員です。

延岡市選出の後藤哲朗委員です。

宮崎市選出の野崎幸士委員です。

続きまして、皆様から見て右側から、宮崎市選出の渡辺創委員です。

都城市選出の来住一人委員です。

宮崎市選出の有岡浩一委員です。

串間市選出の武田浩一委員です。

以上で委員の紹介を終わります。

次に、統括監の御挨拶と幹部職員の紹介並びに概要説明等をお願いいたします。

○田中危機管理統括監 おはようございます。危機管理統括監の田中でございます。ただいま中野委員長から委員の御紹介をいただきましてありがとうございます。どうぞよろしく願いをいたします。

説明に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず、霧島山についてでありますけれども、新燃岳が平成23年に本格的なマグマ噴火が発生しましてから、ことしで7年が経過をいたしましたけれども、3月に再び爆発的噴火、マグマ噴火が発生をいたしました。また、先月19日には、今度は硫黄山が250年ぶりに噴火をしております。

このような噴火によりまして、降灰被害ですとか、あるいは観光への影響、さらには川内川水系、赤子川、長江川におきまして、強い酸性、それから環境基準を超えるヒ素などが検出されたことから、川内川水系から取水をされております農家におきまして稲作を断念せざるを得ないというような状況になってきております。また、長期化も懸念されているというところがございます。

県といたしましては、えびの市等と連携をしながら対応に当たっておりまして、また農家の支援につきましても国への要望活動を行っております。今後は、5月11日に設置をいたしました宮崎県霧島山火山活動対策本部等におきまして、国、市町村、関係機関と連携をしながら、万全の対策をとってまいりたいと思っております。議会の皆様におかれましても、御指導、御支援をよろしくお願いいたします。

本県では、このような近年の火山噴火対応のほか、今後30年以内の発生確率が70%から80%とされております南海トラフ地震への対応につ

きまして、切迫感を持って取り組んでいるところでございます。危機管理局といたしましても、常在危機の意識を保ちながら、庁内の各部局はもとより、関係市町村等と連携しながら、大規模な自然災害の対策を進めてまいりたいと思っております。こちらにつきましても、中野委員長を初め、皆様方の御指導をよろしくお願いいたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

委員会資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

危機管理局の幹部職員の名簿であります。御紹介をさせていただきます。

まず、危機管理局長兼危機管理課長の高林でございます。

消防保安課長の室屋でございます。

次に、本日報告させていただく項目について御説明をいたします。

左のページの目次をごらんいただきたいと思います。

本県における防災・減災対策の取り組み状況について、4項目であります。

詳細につきましては、危機管理局長から説明いたしますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

私からは以上です。

○高林危機管理局長 本県における防災・減災対策の取り組みについて御説明いたします。

委員会資料の2ページをお開きください。

まず、1の「南海トラフ地震・津波に関する防災・減災対策体系の概要」でございますが、これにつきましては右側のほうに体系概要という図をお示ししておりますので、こちらのほうで御説明したいと思います。

この表の見方でございますが、左側には国の

体系の概要を、右側には県及び市町村の体系概要を記載しております。

まず、左側の国の欄の一番上の段、「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針」は、東日本大震災の教訓を踏まえ、最大クラスの地震が発生した場合でも、何としても人命を守る、災害に上限はないという考えのもと、ハード・ソフトの施策を組み合わせまして減災を目指す、津波防災づくりを推進するための基本的な指針で、平成23年度に示されました。

この指針に基づきまして、右側の県・市町村の欄でございますが、県は、平成24年度に津波浸水想定を、25年度に地震の想定や被害想定の設定を、また沿岸市町村は、浸水想定に基づきまして、津波ハザードマップの作成や津波避難ビルの指定を進めてきたところでございます。

次に、左側、一番左のほうでございますが、縦長で困っております「南海トラフ地震防災対策推進地域の指定」につきましては、国は、最大クラスの南海トラフ地震津波による国全体の防災対策の推進を図るために、平成25年度に南海トラフ特別措置法を制定いたしました。南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が発生するおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を南海トラフ地震防災対策推進地域と指定し、さらにその推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い津波が発生した場合、特に著しい津波災害が発生するおそれがあり、津波避難対策を特別に強化すべき地域を津波避難対策特別強化地域として指定を行っております。本県におきましては26の市町村全てが推進地域として、沿岸10市町が特別強化地域として指定をされているところでございます。

その右側に4つの計画が記載されておりますが、これらの計画は南海トラフ特別措置法にお

いて、推進地域や特別強化地域に指定された地域の地震・津波の防災対策を推進するため、国や県や市町村等の各防災機関等が取り組むべき防災対応に係る計画について記載をしているところでございます。

この4つの計画の一番上の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」には、国全体としての地震防災対策の対応方向や防災・減災対策の推進のほか、国が行うべき災害応急対応活動の方針並びに県や市町村等が取り組むべき防災・減災対策に係る具体的な施策等が定められております。

この基本計画に定められた事項に基づきまして、その下の段の四角の中でございますが、「南海トラフ地震防災対策推進計画」を国及び市町村は作成し、防災対策を推進することとなっております。この推進計画には、建築物の耐震化や避難場所、避難経路等の整備すべき施設等に関する事項、津波からの防護や住民の円滑な避難、迅速な救助に関する事項、関係機関との協力体制、防災訓練、防災教育、啓発に関する事項などを定め、これらの取り組みを地震防災対策の推進として行うこととなっております。

その下の段、「津波避難対策緊急事業計画」は、津波避難対策特別強化地域内の市町村長が南海トラフ地震に伴い発生する地震から避難するために緊急に実施すべき津波避難施設や避難経路等を整備する際に策定する計画となっております。

その下の段、下の四角の中でございますが、「南海トラフ地震防災対策計画」でございますが、この計画は、津波浸水区域の中で、一定の浸水深に指定・設置されております百貨店等の不特定多数の者が出入りする施設の管理者等が作成する避難等の確保に関することを決めた計

画でございます。

続きまして、右側の県及び市町村の防災体系の概要をごらんください。

図右側の上から2番目の四角のところでございますが、「宮崎県地域防災計画地震災害対策編・津波災害対策編」につきましては、宮崎県地域防災計画の震災対策編を地震災害対策編と津波災害対策編に再編し、それぞれ対策編の内容の中に国が示しました南海トラフ地震防災対策推進計画に定められている事項を反映させたところでございます。

また、市町村におきましては、図のちょうど真ん中ほどになりますが、「市町村地域防災計画」の中におきまして、県と同様、国が示した事項について定めることとなっております。

続きまして、宮崎県地域防災計画に基づく、個別対策の計画について御説明いたします。

黄色で色づけをしております一番上の「新・宮崎県地震減災計画」でございますが、この計画は、宮崎県地域防災計画の具体的な対策の計画としての位置づけで、減災目標等を掲げた計画となっております。計画の概要につきましては、後ほど説明をいたします。

その下の四角で囲まれた欄に記載しております「第5次地震防災緊急事業五箇年計画」及び「津波避難対策緊急事業計画」の2つの計画は、計画を策定し、国の承認を受けますと、財政上の優遇措置が受けられますことから、先ほどの宮崎県地震減災計画の対策を推進する上での事業実施計画として位置づけられているものでございます。

次に、その下の「津波避難計画策定指針」についてでございますが、最大クラスの津波が発生した場合、命を守るためには早期避難しか対策がございません。県では、沿岸市町が津波避

難計画を策定するに当たり、国のマニュアルに沿って津波避難計画策定指針を作成し、沿岸市町村は、この指針に基づき、津波避難計画を策定しております。

次に、その下の「国の具体計画に基づく宮崎県実施計画」でございますが、国が策定しました災害応急対策活動の内容をまとめた具体計画に基づき、国からの応急対応の活動支援を円滑に行うため、実施計画を策定したものでございます。

このほか、大規模災害発生時には、県及び市町村の災害対応が一時的に膨大なものとなり、被災者の生活や復旧にも甚大な影響を与えますことから、国や他県からの応援職員などを円滑に受け入れるための「宮崎県災害時受援・応援計画」を策定するとともに、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合の県民、県及び市町村による備蓄に係る基本的な考えを示しました「宮崎県備蓄基本指針」を策定しているところでございます。

最後に、一番下の段の「宮崎県建築物耐震改修促進計画」では、最大クラスの南海トラフ地震では、揺れによる家屋の倒壊により甚大な被害が想定されておりますことから、国の建築物耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な指針に基づき、計画を策定し、補助事業などによる支援により住宅等の耐震化を促進しているところでございます。

体系の概要については以上でございます。

続きまして、4ページをお開きください。

南海トラフ地震防災対策の主な4つの個別計画等について御説明いたします。

まず、(1)新・宮崎県地震減災計画のア、計画の基本的な考え方でございますが、この計画は、南海トラフにおける最大クラスの地震・津

波による被害を軽減することを目的として作成された計画で、県民等の自助、自治会などの地域の共助、行政等による公助の取り組みに分けて整理し、また実施期間を短期、中期、長期に分けて整理をしているところでございます。

次に、イ、減災目標でございますが、想定されている地震・津波による死者数は最大で約3万5,000人と想定されており、このうち地震の揺れによる建物倒壊等による死者が約1割、津波による死者が9割となっておりますことから、主に住宅の耐震化率を計画策定時の72%から、平成32年度までに90%へ高めること、津波が発生した際にすぐに避難する人の割合、いわゆる早期避難率を計画策定時の20%から70%に高めることにより、人的被害を3万5,000人から8,600人に軽減することとしております。

このほか、避難場所の確保や避難訓練の実施、県内または国や県外の各機関との広域連携体制の推進など各種対策の取り組みにより、さらに被害を軽減していくことを目標としているところでございます。

次に、ウ、目標達成のための取り組みについてでございますが、(ア)から(カ)までの内容について取り組んでいるところでございます。

5ページをごらんいただきたいと思います。

(2)津波避難計画策定指針についてでございますが、この指針は、東日本大震災の知見や教訓を踏まえまして、国が示した内容をもとに、沿岸市町が最大クラスの津波に対応するための津波避難計画を策定するため、県が沿岸市町に示した指針でございます。

内容といたしましては、県が設定しました津波避難想定をもとに、避難対象地域や緊急避難場所の指定、避難誘導等に従事する者の安全確保、津波情報の収集伝達、避難の指示・勧告の

発令、避難訓練などについて示しているところ
でございます。

県の指針に基づきました津波避難計画につ
いては、沿岸10市町では策定済みとなってい
るところでございます。

次に、（3）国の具体計画に基づく宮崎県
実施計画についてでございますが、平成26
年度に国が策定した南海トラフ地震におけ
る具体的な応急対策活動に係る計画に基
づきまして、県もこれらの支援を円滑に受
けるため、実施計画を策定したところ
でございます。

策定した計画におきましては、人命救助に
必要な72時間を意識しつつ、緊急輸送ル
ート、救助・救急、消火、医療、物資、燃
料の各分野について、タイムラインと目
標行動等を設定しているところ
でございます。

次に、（4）宮崎県建築物耐震改修促進
計画でございますが、県では、国の基本方
針に基づき、耐震診断及び耐震改修の促
進を図るために定めた計画で、現在の計
画は、平成27年度に改定し、計画期間
は、平成28年度から37年度までの10
年間となっており、新・宮崎県地震減災
計画の耐震化率は、この計画をもとに設
定しているところ
でございます。

次に、（5）建物の耐震化及び津波から
の早期避難の取り組み状況について
でございますが、ア、建物耐震化の取
り組み状況につきましては、建築物の
用途に従いまして耐震化の目標を定め
取り組んでいるところ
でございます。

その耐震化率の現状と目標につきましては、
6ページのほうになります。表にあり
ますとおり、学校、病院、百貨店など、
多数の者が利用する一定上の規模の
建築物である特定建築物につきま
しては、耐震化の促進、推進が図ら
れているところ
でございますが、住宅につきま

しては、平成26年度末で77%とな
っております。県では、旧耐震化基準
で建築された住宅の所有者等に対
しまして、国、市町村と連携して、
耐震診断、耐震化の補助事業等
で支援を行いながら、事業者向け
の講習会の開催や耐震診断済みの
住宅の個別訪問を行うなど、耐震
化の推進を図っているところ
でございます。

次に、イ、津波からの早期避難の
取り組み状況でございますが、早期
避難を20%から70%に高める
ためには、その前提として安全な
避難場所の確保が必要となり
ます。

県では、沿岸10市町と連携しな
がら、安全な避難場所の確保に努
め、現在、下記の表のとおり、
平成30年3月末で、津波避難ビ
ル655カ所の指定、津波避難タ
ワー等15基の整備が完了してい
る
ところ
でございます。

このほか、安全な避難場所を確保
いたしましても、実際にはそこに
素早く避難できなければ効果が
発揮できないため、沿岸10市
町では津波避難計画を策定し、
津波避難タワー等を活用しまし
た訓練を行っているところ

でございます。

次に、7ページをごらんください。

3、危機管理局における防災・減災
の取り組みについて御説明いた
します。

（1）県民の防災力の向上につ
きましては、ア、県民が防災に
関する正しい知識を身につけ、
防災意識を高めていくため、
県防災の日など、防災記念日
にあわせまして、年間を通じて
地震・津波等に関するイベン
トを開催し、防災についての
普及・啓発を行っております。

実績につきましては、四角で
囲ってあるところ

でございますが、大規模災害
に対しまして減災効果の高い
耐震化、早期避難、備蓄の3
つの減災行動を中心に情報の
発信を行うとともに、平成
27年度から、多数の県民が
一斉に参加でき

る防災行動訓練「みやぎシェイクアウト訓練」を始めております。また、防災士ネットワークの防災士が地域に出向く出前講座などを行っているところでございます。

次に、イ、県が作成しました津波避難浸水想定を踏まえました津波ハザードマップ等の周知により、防災についての普及・啓発を行っているところでございます。

また、ウ、災害時の地域住民の共助の取り組みによる防災力の強化が図られるよう、自主防災組織の結成・充実や防災士の育成に努めているところでございます。

実績につきましては、自主防災組織のカバー率は平成29年度末で83.9%、県内の防災士の数は4,196名と、人口10万人当たり全国第5位となっているところでございます。

次に、（2）外部空間における安全確保対策の充実につきましては、大規模災害発生時の情報インフラの確保を図るため、県民に災害時の迅速な情報を提供することを目的といたしまして、国が整備したLアラートと県が整備しました被災者情報支援システムをリンクさせることにより、市町村が入力した情報をリアルタイムで放送事業者等へ伝達できるようなシステムを整備したところでございます。

続きまして、8ページをお開きいただきたいと思います。

（3）津波対策の推進につきましては、南海トラフ地震により最大クラスの津波が発生した場合、住民一人一人が主体的にかつ迅速に避難する行動がとれるよう、アからウまでの取り組みを行っております。

まず、ア、津波避難タワーの整備や津波避難ビルの指定などによる安全な避難場所の確保を行っており、実績といたしましては、四角の中

にございますとおり、沿岸市町におきましては、減災力強化推進事業を活用いたしまして、津波避難タワーを29年度末までに15基、避難場所を53カ所、避難経路を91カ所整備するとともに、津波避難ビルを655カ所指定しているところでございます。

次に、イ、津波発生や避難に関する情報を県民に確実に伝達する手段の構築を行っており、取り組みといたしましては、津波からの早期避難を図るため、全国瞬時警報システム（Jアラート）やLアラート、防災行政無線や県防災・防犯メールの登録による伝達手段の構築を行っているところでございます。

また、ウ、住民の避難訓練の取り組みといたしましては、津波避難施設等を活用した沿岸市町主催及び地域主催の避難訓練等を毎年実施しているところでございます。

次に、（4）被災者の救助・救命対策等に関する取り組みでございます。

大規模な地震・津波によって大勢の負傷者や要救助者、避難者が発生する中で、迅速・的確な救助と医療救急活動を行い、被害を最小限に食いとめるため、県内の警察、消防だけでなく、県外からの応援部隊を円滑に受け入れるための体制整備の取り組みを促進しているところでございます。具体的には、四角の中に記載しておりますとおり、南海トラフ地震が発生した場合に国の支援を円滑に受け入れるため、県の実施計画を策定いたしまして、計画の概要にありますような取り組みを行っているところでございます。

続きまして、9ページのほうをごらんください。

（5）県、市町村の防災体制の充実、広域連携体制の確立の取り組みについてでございます。

まず、ア、災害対策本部充実・強化につきましては、県では、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、従来の災害対策本部の対応ができないため、平成25年度の第5班、約60人体制から、平成26年度に9班、約150名の体制に強化するとともに、平成30年度からは交代要員を確保し、災害対策本部のさらなる強化を進めることとしております。このほか、平成26年度から危機管理局OBを災害対策本部の職員として指名して活用を図っているところでございます。

次に、イ、災害対策本部における情報収集・分析、広報機能の強化につきましては、平成26年度から災害対策支援情報システムの運用を開始し、市町村の体制の状況や被害の状況、避難所の開設状況、避難の発令状況、物資要請等の状況を入力発信することが可能となっております。

次に、ウ、県災害対策本部及び関係機関等の災害対応能力の向上につきましては、最大クラスの地震・津波を想定し、平成25年度から各防災機関が参加しまして、訓練のシナリオを事前に知らせないブラインド型によります実践的な県防災訓練の実施や、南海トラフ地震のほか風水害を想定した図上訓練を毎年行うとともに、国が実施する広域医療搬送訓練や燃料供給訓練、システムを活用した国からの支援物資の訓練等も実施しているところでございます。

次に、エ、業務継続計画の推進につきましては、大規模災害発生時に災害対応だけでなく、県民生活の安定を図る必要があるため、県として必要な業務継続や速やかな再開を図ることを目的といたしまして、宮崎県業務継続計画を策定しているところでございます。

続きまして、10ページをお開きください。

オ、県内の総合支援体制及び県域を超えた広域連携体制につきましては、まず県内の市町村間の広域連携体制といたしまして、都城市を中心とします南部10市町において、南海トラフ地震が発生した場合に、内陸部の自治体が沿岸部の自治体を支援する目的で協議会を設立し、これまでに広域連携計画や行動マニュアルを策定し、計画に基づく図上訓練や県総合防災訓練に協議会として参加しているところでございます。県につきましては、当初からオブザーバーとして参加をしているところでございます。

また、県域を超えた広域的な連携体制の構築の取り組みといたしましては、大規模災害時に被災者にさらなる支援を軸とするさまざまな災害対応業務を円滑に行うため、県外からの広域的な人的支援を受け入れる計画でございます宮崎県災害時受援・応援計画の策定や九州各県や内閣府、国の地方機関で構成されます南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会を設立いたしまして、大規模災害が発生した際の各機関の対応能力について情報交換や共有を行い、相互協力体制の構築に努めているところでございます。

次に、11ページをごらんください。

大規模災害対策基金についてでございます。

この基金は、(1)設置目的にありますとおり、平成25年度に東日本大震災被災者等の支援のための東日本大震災被災者等支援基金として設置されておりましたが、この復興支援に加えまして、南海トラフ巨大地震被害の想定を踏まえまして県内における大規模災害対策の充実・強化を総合的に推進することを目的としました大規模災害対策基金として設置しております。

(2)基金の概要でございますが、大きな事業区分といたしましては、①大規模災害対策に

備え、県内で必要となる諸対策の推進に関する事業である県内大規模災害対策と②東日本大震災及び熊本地震の被災者支援、復旧復興支援に関する事業であります県外大規模災害対策とに分けております。

また、①県内大規模災害対策につきましては、そこに記載のとおり、危機に対して的確に行動できる人づくり、避難の確保、災害対応能力の強化、広域連携体制の4つの柱の取り組みを前倒しで実施する事業を対象としているところでございます。

また、②県外大規模災害対策は、県職員やボランティア等の派遣、被災者の本県への受け入れなどに関する事業を対象としているところでございます。

（3）平成29年度までの実績でございますが、平成25年度から29年度までの造成額が32億900万円余、取り崩し額が13億2,000万円余、29年度末の基金残高は18億8,800万円余となっております。

（4）平成30年度の事業計画でございますが、県内大規模災害対策が19事業、事業費が5億8,693万5,000円、県外大規模災害対策が2事業、事業費が1,509万2,000円、合計で21事業、事業費が6億202万7,000円でございます。また、基金充当額は合計で4億9,195万3,000円でございます。

説明につきましては以上でございます。

○中野委員長 執行部の説明が終わりました。

御意見、質疑がありましたらお願いいたします。

○渡辺委員 ちょっと数点確認なんですけれども、一番最後の基金のお話について、基金の残額が18億で、今年度は5億弱を使っているということですが、これは、例えばこの基金のお尻

というか、足りなくなったらどこかで積み増して、まだ長く継続するようつもりなのか、それとも、例えば一定のめどがあるのか。この計画のいろんな表によると、例えばそこにかわりがあるのかないのか全然わかりませんが、地震防災緊急事業5箇年計画というのは、平成32年までの実施になっていきますよね。例えば、こういうのと連動していて、お尻は平成32年とかというふうに、今の段階で何か決まっている方針があるのか否やというのはどうなりますでしょうか。

○高林危機管理局长 この大規模災害対策基金の設置期間は、おおむね5年とされておられて、27年度から31年度までをめどとしているものでございます。

ただ、委員がおっしゃいましたとおり、基金が終了した後、32年以降も防災に関する事業等、啓発事業でありますとか、防災士の養成でありますとか、訓練等は、今後も継続していく必要がございますので、この後の基金のあり方等につきましては、財政当局ともこれから協議をしてまいることとしております。

○渡辺委員 もう一つ、そこと絡みがあるんですけれども、平成23年が東日本大震災ですよ。一定の時間がたって、緊急性の高いインフラ整備みたいなものもある程度進んできたのかなという気もするところなんです。県当局の考え方としてはそのインフラ整備がなくなることはないんだと思いますが、緊急的に進めなければならぬものには一定のめどがたって少しその状況が変わってきたという認識なのか、それともまだまだインフラ整備、かなり必要なところがあって、財源の措置も含めて、今までと同じようなスケール感が求められているということなのか、状況認識というところで教えていただ

きたいと思います。

○高林危機管理局長 今の認識でございますが、まだまだ津波避難タワー等につきましては、整備のほうを進めておまして、計画的に進めていると思いますけれども、それこそ死者の数を3万5,000人から8,600人とかいう形で減らすためには、目標がございますので、それをさらにゼロに近づけるためには、さらなるいろんな計画等が必要になるかと思っております。ということで、今現在で大体整備が終わったという状況ではまだないと思うんですが、計画的には進んでいると考えているところでございます。

○渡辺委員 最後にします。耐震化の現状のところ、その特定建築物のほうは非常に高い率で進んでいるのかと思うんですが、これ例えば学校とか、病院とか、百貨店とか、いろいろ公共性の高い施設ということであるかと思うんですけれども、数字が大きく進んでいる理由に、例えば学校の耐震化の工事がほぼ終わっていているとか、そういうところの影響がかなり出ているのかどうかということが一つと、もう一つ、その一般住宅のほうは、とてもちょっと計画の数値には、現実的にはなかなか難しいという状況にあるかと思うんですが、先ほど一般住宅向けのアナウンスとして個別訪問とかもされているという話でしたけれども、僕らの問題もあるのかもしれませんが、なかなか住民に届いていないというところもあるのかなと思うんです。その辺もう一度、どのような対策をとられているのか、2点教えていただければと思います。

○高林危機管理局長 まずは耐震化率のほうでございまして、その特定建築物につきまして内容を言いますと、公共建築物が平成26年度末で96.8%ほどになっております。民間の建築物

については90.7%ということで、特定建築物のほうの数字が上がっておりますのは、公共建築物のほうが高くなっていることが大きな要因でございまして。

それと、もう一つの民間の住宅のほうの耐震化を進める点でございまして、皆さん意識を持っていらっしゃると思うんですが、耐震化の診断を受けられても、耐震を実際行いますと、費用の面などございまして、そういった面でなかなか進まない分があります。ただ、やはり安全のために耐震化を行うように対策をとっていただきたいと考えております。

○渡辺委員 今の御説明だと、耐震化の調査は受けたけれども、その先の工事は幾ら補助があるとはいえ、費用もかかるということなので、ネックがあるというのは想像ができます。しかし、例えば耐震化の調査した結果というのは、つまりチェックをしたところを、これはこのままではよくないですよと、できるだけ何とかしてくださいというのは、もちろん持ち主の方には伝わっているんだと思うんですが、その調査したことの結果というのは、市町村なり県なり、事業の実施主体もデータとして把握をしているんですか。

○高林危機管理局長 すみません。そのデータについては、ちょっと危機管理局のほうでは、持ち合わせておりません。

○渡辺委員 わかりました。はい、結構です。

○緒嶋委員 減災目標、私は、目標としては県民1人も死亡させちゃいけないと、それが本当の最大の目標じゃないといかんというふう思うんですね。最初から8,600人に軽減しますというような目標の設定が本当にいいのかどうかと。私たちも和歌山県なんかに行くと、1人も出さないと、目標はそこを想定して対策を立ててい

る。

しかし、結果として8,600人亡くなるかもわからない。しかし、目標はあくまでもゼロだという目標のもとに計画というのは立てなければ、私は、本当の計画というか、目標じゃないという気がしてならんわけですよ。そういうような意味では、ある意味では、8,600人というのは、これは市町村レベルで8,600人というのは、大変な数ですよ。どれだけ対策を立てても8,600人は亡くなりますというような対策が本当の目標として正しいのかどうかと、そこ辺から考えていかにや、想定が3万5,000人というのは、想定としてはわかるけれども、目標、対策ということになれば、やはりゼロを目指す、それが目標でなきゃ、私は本当の目標とは言えんのではないかという気がしてならんけれども、この8,600人という根拠は何ですか。

○田中危機管理統括監 委員おっしゃるとおり、被害者はゼロにしていきたいと思っておりますけれども、この新・地震減災計画では、当面の目標といたしまして耐震化率を上げること、それから早期避難者を高めることによりまして、当面、この3万5,000人を8,600人に下げていこうということでありまして、もちろん、これが究極の目標ではありません。あくまでもゼロを目指して、さらなる対策に取り組んでいきたいと、こういうふうに認識をしているところであります。

○緒嶋委員 その災害の目標をゼロにするということであれば、最初からゼロにするという目標に向かって進むのが本当の政策というか、そうじゃないと、8,600人亡くなって仕方ありませんというようなことでは、私は、政策としては整合性というか、姿勢そのものが問われる。

やっぱりここは厳しく考えていかないかん。

それはやむを得ない。これ時間帯で、昼起こるか、夜起こるか、いつ起こるかわからなくて、被害額は変わってくるけれども、いずれにしても、そういうようなやはり前向きというか、本当に万全の対策を立てるという最終目標を掲げながら、それは、ある意味では容易ではないけれども、それに向かってどう進むかというのが政策目標でなきゃ、私は、ちょっとこういう政策というのは中途半端というか、県民が8,600人はやむを得ませんというふうに受け取られても仕方ないような目標設定そのものにちょっと疑問があるというふうに考えておりますので、こちら辺はもうちょっと真剣に取り組んでいかなければいけない。

そのためには、やはり自助、共助、公助、いろいろそれはあります。あるけれども、そういうことを目標に頑張っていこうというのが政策目標で、減災目標であるべきだというふうに私は思いますので、まだまだ。これやっても、結果はこうならんかもしれんけれども、みんなここまでやりましょうとあって、和歌山県なんか実際それに取り組んでおるわけです。やっぱりそれぐらい宮崎県も。

3万5,000人という想定そのものも大変な数ですよ。そうじゃなくても、人口減少の中で3万5,000人減るというのは、宮崎県の将来人口は幾らになるかわからない。30年後には、そうじゃなくても80万人を切るかもしれんと言われておるような感じの中で、そこ辺も含めて、本当に宮崎県も真剣に取り組んでいるんだというのが県民に伝わり、県民も自助、公助、共助の中で、我々も頑張ろうじゃないかという気持ちが伝わるような政策を考えるべきだというふうに強く要望して、どこをどげせえということは言いません。皆さん方が危機管理という体制の中で、

そこまで含めて努力すると、またそういう姿勢こそが防災・減災の原点でないとだめだという気がしてなりません、そこ辺りですか。

○田中危機管理統括監 私どもも、認識としては同じであります。やはり県民の命を守る、これが究極の目的ですので、この被害についてはゼロにしていきたいと思っております。今後、この地震減災計画につきましても、またいろいろと見直しも行っています。例えば、津波避難タワーは31年度を目標に今整備しておりますし、住宅の耐震化率も32年度目標で取り組んでおりますので、そういった状況を踏まえながら見直しを行っていく。その中で、今、委員がおっしゃったことも十分踏まえながら検討していきたいと思っております。

○緒嶋委員 それ以上言いません。

○坂口委員 特に、ハードのほうですね。ここだけじゃないんですけれども、宮崎県国土強靱化計画、あそこに盛り込んだものと、そしてこの年次計画、最終的に8,000人でもゼロでもいいですね、そういったここでの被害者、犠牲者を減らしていくという計画と、そういったハード事業の整備の進捗です。そこに整合性があるのかということ、今の強靱化計画の中で県が盛り込んだ、これだけは絶対必要だというようなハード面と、公共事業で配付される交付金と、これは全く財源的には整合がとれていないような気がするんですよ。ここらの課題をどうしておられるか。

それから、東日本大震災でもそうですけれども、特別な目的税を時限で課税して、そしてそこで確保していった。そして、計算の上では、年次計画との進捗の整合を図った。

ただ、物理的にそれだけの事業がこなせないという理由でおくれたけれども、あれは財源的

には一つのめどを立てたですよ。そこらについてはどんな、具体的には目的税をつくらんとだめじゃないかと思うんですね。ハードのほうの整備、課題としてそこらはどんなぐあいに把握されていますか。

○田中危機管理統括監 委員のおっしゃるとおり、宮崎県においては社会資本整備、これが本当に重要でございます。国土強靱化という観点からも、災害対策という面からも、大変重要なことだと思っております。

その財源につきましては、以前も全国防災対策費というような、これは27年度に廃止されましたけれども、東日本大震災を教訓に、緊急性が高い事業に全国的に実施するために創設されておりましたが、今はこれが廃止されております。何とかこういった特別の予算枠みたいなものを創設していただきますよう、これは全国知事会とか、一緒になりながら国に対して要望を行っているところであります。今後とも県土整備部あたりとも連携をとりながら、こういった財源の確保について努力してまいりたいと思っております。

○坂口委員 宮崎県は、つい最近までは、どんな地震が起こっても津波は来ないと想定されていた県ですね。その中で、たった2つ、鹿児島と宮崎だったんですけれども、鹿児島は、それでも津波の心配はそう要らないんじゃないかということだけでも、宮崎は、かなりの心配が要るよということになる。

しかしながら、今言われたように、国土強靱化のためか、その公共資本の整備のためかわかんないけれども、今のそういった公共事業のためのハードの予算というのは、シーリング方式ですよ。

だから、すごく整備がゼロだったところから

シーリングでいったって、宮崎は話にならないと思うんですよ。だから、そこらを本当によそに追いついて、そして最終的に完全なものを目指そうとするなら、これは財源的に絶対対応できないと思うんですよ。そこをどう把握されていて、今後、国に対してどういうアクションを起こされるかというのは、これすごく大きいことやないかなと思うんですけれども、これは一応考え方として念頭に置いてほしいということで、答弁はいいです。

○武田委員 7ページのウ、県内の防災士の数が4,196名で、人口10万人当たり全国5位ということで、数字はすばらしいと思うんですが、この宮崎県の場合、4,196名で、現状十分な数なのかどうか。全国の数というのは、ただ全国で何番目というだけで、宮崎の場合、足りるのかどうかというのが1つと、それと地域別、県北から県南まですごい長い海岸線ですので、地域別のばらつきがないのか、それと年齢構成。市議会議員時代に地元の防災に行かしていただくと、結構防災士の方が高齢化をされていると思うんですよ。やっぱり5年、10年というスパンで見ると、次の世代をどう育てていくか、そこらあたりはどういうふうに考えていらっしゃるのかをお伺いいたします。

○田中危機管理統括監 この防災士というのは、やはり災害対応は、まずは自助、共助が大事でありますので、そういった自助、共助を支える地域防災リーダーとしては大変重要な存在だと思っております。

県におきましては、平成17年の台風14号災害、県内に甚大な被害をもたらしましたがけれども、これを契機としまして、地域防災リーダーに取り組んでおりますけれども、さらに平成20年度からは県独自の防災士の育成のための研修を

行っておりまして、かなり費用的にも安く取れるようにしております。

昨日、防災士の昨年度合格者の認証状交付式、私が行ってきましてけれども、今回は県の研修を受けられました方442名が防災士試験に合格したところでありまして、先ほど申しましたように、現在の県内の防災士数4,196名ということがあります。

年齢構成を見ますと、若い方から結構シニア層まで幅広い方々が取られておりまして、非常に若い方が結構多いということで、私も心強く感じているところであります。そのほか消防団の方とか県OBの方とか、いろんな職業の方が防災士を取っていただいて、非常にありがたいなと思っております。

地域的にもちょっと、多少のばらつきはあるかと思っておりますけれども、昨日も県北から県央まで、さまざまな方に来ていただいております。多いのは宮崎市が多いんですけれども、大体県内全域、防災士の方がいらっしゃいますので、ぜひ地域でいろんな活動のときに、この防災士の方々が中心になって取り組んでいていただきたいと思っております。

平均年齢でいきますと、50.3歳ということで、40代、50代が多いんですけれども、20代の方も10%近くになっておりますし、今だんだん若い方もふえてきておりますので、幅広い年齢の方になっていただいて、ぜひ地域で防災リーダーとして活躍していただきたいと思っております。

○武田委員 はい、ありがとうございます。

○丸山委員 各県それぞれ東日本大震災を機に地域防災計画をかなり強化してきたというふうに思っているんですが、あるニュースで、熊本のほうで地震があったときに、地域防災計画が

生かされた部分、東日本大震災を踏まえて生かされたものと生かされなかったものがあるというように、そのようなことも少し耳にしたことがあるんですが、そのような情報を受けて、県として、今の防災計画、強化するべきものは何なのかとかいうのを検証されたことがあれば、教えていただくとありがたいかなと思っているんですが。

○田中危機管理統括監 この計画につきましては、いろんな災害があったときには、その反省点とか、教訓を踏まえまして見直しを行っているところでございます。熊本地震につきましても、どちらかという、熊本のほうは余り想定をされていなかった部分もあって、なかなか行政のほうの対応もうまくいかなかったという反省点もあります。

それから、いろんな物資につきましても非常に混乱をした、燃料につきましても混乱をしたというような状況がございます。そういったものを踏まえながら、計画については、絶えず見直しをやっていきたいと思っております。

○丸山委員 恐らく、いわゆるBCPがしっかりし、事業継続性が保てないと大変で、特に行政棟のほうで地震で使えなかった市町村もあったというふうに聞いておりますので、それを踏まえて、今、県内の市町村でちゃんと耐震化が全てにあるというふうに認識しているのか、例えばない町村がまだあるんだよというふうに認識したほうがいいのか、その辺はいかがでしょうか。

○田中危機管理統括監 県内の庁舎につきましては、まだ耐震化がないところもあるんですけども、それは建てかえとか、耐震化等をやっておりますが、ほぼ対応できる状況になっておりますが、ただ、高原町だけがちょっとまだめどが立っていないという状況でございます。そ

のほかは、建てかえなり、耐震化で対応できるという状況でございます。（「頑張らないけん」と呼ぶ者あり）

○丸山委員 そういう市町村がしっかり率先していかないと、多分厳しいところもあるし、あと民間のほうのBCPも含めてしないと、結局、民間がうまく機能をしていかないといけないというところも多分にある。自助、共助、公助をうまく連携するためにはしっかり取り組んでいただくように、県のほうからも適切な助言をお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○中野委員長 それでは、私から。今回この防災に係る特別委員会、10年以内で3回目であります。私は、今ずっとNHKスペシャルを録画して見ているんです。約2万人死亡した。それを見ていると、本当これは残った家族も大変だと思います。この災害については、自助、共助、公助とかありますけれども、私は、この災害については、ある程度、8割ぐらいは自助かなと思うんですよ。

そういう中で、津波が大災害かどうかというのは、大がつくかどうかというのは、人命、死傷者数で大体出るのかなと思っておりますよ。そんなことを考えますと、津波の自助もありますけれども、公助というのは、私は、逃げる場所、避難場所、これを確保するのは行政の役割だと思っておりますよ。

テレビで見えていました。和歌山かな、津波が5分以内に発生するところ、そこに防災タワーができたんです。それで、みんな一緒に用意ドンで5分以内に逃げ切れるか。やっぱりお年寄りやら逃げ切れん。それじゃ、どうするかということで、津波の想定の高さ、これ以上のが、3階建ての建物だったら大丈夫だということで、

その3階建てを避難箇所に指定して、そこで用意したら100%逃げ切れたというのがあるんですよ。

これまで、県でもいろいろ計画をつくるのに1億円以上かかるとでしょう。私は、計画は計画でいいけれども、実質はそういう本当に人命が救助できるか。今、人命助かれば、1週間でも水を飲んどっても生きとるんですよ。そういうことを考えて、今回特別委員会、先ほど緒嶋委員のほうからありましたけれども、死傷者ゼロをね。それは、今、何カ所という避難箇所、その地域の人がこれで何人収容できるかということですよ。そこまで含めて、今回これ県民の人命にかかわることですので、皆さんと一生懸命取り組んでいきますので、よろしくお願いたします。

それでは、ほかにないようでありますので、これで終わりたいと思います。

執行部の皆さん、退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

午前11時0分休憩

午前11時1分再開

○中野委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、先日開催されました委員長会議の結果につきましては、先日の常任委員会で資料の配付がありましたので、説明は省略させていただきます。御協力をよろしくお願いたします。

それでは、協議事項（1）の委員会の調査事項についてであります。

お手元に配付の資料1をごらんください。

1の当委員会の設置目的につきましては、さきの臨時県議会で議決されたところですが、2の調査事項は、本日の初委員会で正式に

決定することになっております。

この資料に記載の調査事項は、特別委員会の設置を検討する際に、各会派から提案された調査事項を3項目にまとめたものであります。当委員会では、この3つについて調査を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。当初いろいろ各会派から出たやつがそこに整理してありますけれども、これ見てもなかなか大変ですので、3点に絞らせていただいたということです。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 それでは、そのように決定し、個々の調査項目の具体的な内容の検討に入りたいと思います。

資料3から6を見てください。

3から6が、平成23年度及び25年度の防災対策にかかわる特別委員会の調査をまとめたものであります。ごらんいただきたいと思いますが、これはもういいですかね。これ見ると、大体30分ばかりかかりますけれど、そういうことで3項目にまとめさせていただいたことでもあります。

まず先に、調査事項として3項目を決定いたしました。特に、今回、今先ほど私が意見を述べさせてもらいましたけれども、人命尊重。南海トラフもここ30年以内に80%という推測も出ております。そう考えますと、やはり人命尊重ということで、南海トラフを中心にやっていきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。特に、この大規模自然災害とか、防災・減災にかかわる人材の育成というのは、執行部から意見を聞くぐらいかなと思います。ということで、人命尊重で、南海トラフを中心に進めてまいりたいと思っております。そういうことでよろしいでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 それでは、改めまして個々の調査事項に移ります。

本日は、今後どのような調査を行っていきたくいかなど、御自由に御意見がありましたらお願いいたします。その意見を後日、取りまとめたと思っています。

まず、南海トラフ巨大地震に関するご意見がありましたらお願いします。

○緒嶋委員 特に、南海トラフの場合は、海岸線の皆さん方が一番津波の影響を受けるわけですよね。高千穂なんか、標高400メートルのところには、津波は到底考えられませんので。そうなる時、その津波対策で市町村ごとでどのような計画が行われているのか、それぞれの取り組みの現状を知るといふか、それも必要じゃないかと思うんですけれども。我々もそれを参考にしながら、また県にいろいろ要請をするというように、市町村のそこら辺を何か所か行って、本当にいかに真剣に取り組んでおられるか、どの程度なのかというのを考えて、人命をどう確保というか、尊重しながら、対策を立てておられるのかというのを知ることが必要じゃないかと思うんです。

○渡辺委員 先ほど委員長からも話がありましたように、10年の間で2回、特別委員会があつて、直近でも25年にあつた。東日本大震災のあつた直後からの話ですから、いろんな提言だったというのが委員会からも出されていると思うんですけれども、その結果が現状としてどうなっているのかというの、またちょっと確認をしながら、先に進めるといいなという気がしております。

以上です。

○中野委員長 一応それも含めてとなるかと、考えております。（「お願いします」と呼ぶ者あり）はい。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 なければ、この南海トラフは、津波浸水予定地区というのがあります。その学校とか幼稚園とか、そういうところを中心に、先ほど市町村も含めて、みんな行けませんけれど、そういうところを中心にしたらどうかという考えを持っております。

○坂口委員 もう一つ、当然、水での犠牲者が圧倒的な、大方を占めるんですけども、それと火災での犠牲者というのも結構あつたんですよ。

特に、住宅密集地で、しかも拠点病院を持つことになる宮崎市、ここらでの耐震化、民間のですね。火災というのは、物すごい。救助活動とか、想定されないような2次、3次被害も含めてですけども、すぐネックになりますよね。

だから、沿岸線での、とにかく犠牲者を、死ぬ人を減らすんだということを第一、唯一ぐらいの目的に持って、1年間で仕上げるということで津波と、それから密集地については、火災によってのさまざまな弊害とそこでの犠牲者、これら2個に分けてやっていく必要はあるかなと、水だけでなく、火もですね。

○中野委員長 前回の震災のときも、消防員がホースを構えているけれども、水が出らんというのが出ましたものね。そういうことを含めて。

〔「そうですね」と呼ぶ者あり〕

○坂口委員 ヘリなんかは、火の上とか、煙の上は飛べもしないし、今度は救助しようたって、住宅火災があれば、まず車もそこを通行できな

いですよね。そこらが宮崎市に病院もあり、心配だなという気がします。

○緒嶋委員 それと、福祉で施設に入所されておるような人をどう避難させるかという、それぞれ施設ごとの対策は当然なきやいかんわけですが、それが本当に進んでおるのかどうか。

だから、標高、海拔四、五メートルのところにあるような施設は、その身体の不自由な、障がいのある人をどう避難させるか、一番弱い人をどう対策の中に取り入れていくかというのが、これが大変重要だと思う。

だから、私は、今からの福祉制度としては、少なくとも浸水区域にそういう福祉施設をつくるべきじゃないと思うんですよね。あるいは標高が30メートル以上しか許可せんとかいう、そういうような行政の規制というのも、私は必要じゃないかと思うんです。逆に言えば、人命を守るという意味では。

だから、今、福祉施設の取り組みなんかも、1回視察をするといいかもしれんですね。そういう海岸線に近いところの福祉施設はどういう対策を立てようとしておるのかということをするね。

○中野委員長 はい。ほかに何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 津波、南海トラフについては、大体そういうことを含めて計画していきたいと思えます。

次に、大規模自然災害に関することについて、意見があればお願いします。今、これも集中豪雨とか、いろいろどこで発生するかわからんから。

○丸山委員 1つだけ、先程も少し、熊本で計画があると言ったけれども、全然機能しなかったというのがあって、よかった点、悪かった点

というのがるものですから、それを踏まえると、宮崎県のほうでも、それを参考にして、変えるべきものは変える。参考にすべきものがあるかなと思いますので、できれば県内調査か何かのときに、熊本まで足を伸ばせることが可能であれば、どこか1つ入れていただくとありがたいなど、そういうふうに思いました。

○中野委員長 県外の市町村ね。はい、わかりました。

これも危険箇所のくいがいっぱい立っていますが、今どこから何していいかわからんような話ですよ。

それじゃ、大規模自然災害に関しては、それぐらいでいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 次に、防災・減災に関する人材の育成に関することについては、先ほどもいろいろ、ちょっと出ましたけれども、これも災害が発生したときに、こういう人たちが満遍におってもらえればいいけれども、なかなか難しい話かな。

だから、これも実情を聞いたり、どういう取り組みをするか、それぐらいですよ。

だから、大事なものは、地震で家が倒壊したときに、まず助け出すのは、共助ですものね。そして、あと何時間かたって、公助が入ってくるということで、とりあえず命を助ける。あと食い物なんか、今、全国からどんどん来ますから、私は余り心配せんでいいのかなという気がします。初動活動、ここをやれば、とにかく命が残れば、生き残れますわ、ということでもいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 それでは、一通りの御意見が出たようでありますので、今後の調査に当たって

参考にしていきたいと思います。

次に、日程（案）に戻りまして、協議事項の調査活動方針・計画についてであります。

日程表の活動方針（案）としては、資料1の3、この一番下です。資料1の3に記載のとおりといたしますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 それでは、そのように決定いたします。

活動計画（案）につきましては、資料2をごらんください。これは、議会日程や委員長会議の結果を考慮して作成したもので、7月と8月には県内調査を、10月に県外調査を計画しております。

県内の調査先は、次回の委員会で決定したいと思いますが、調査までの期間も限られておりますので、調査先について、御希望や御意見等がございましたらお願いいたします。

とりあえず、県内調査先です。今、いろいろな意見が出ましたけれど、津波浸水地域とか、学校とか保育園とか、そういうところを中心に考えております。だけれども、項目が3つ立っていますから、いろいろ入れながら、南海トラフ一色になると、いかんですからね。何か希望ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 それでは、委員長、副委員長のほうに任せてもらえますかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 ほかに、活動計画（案）について何か意見がありますかね。日程は、大体ほかの日程と合わせてつくっております。

あと、県外についていきましょう。さっき言いましたように、県内についてはどこにするかと、あと4回ほど議会中の委員会がありますか

ら、そのときに、また何にするかという話になります。

○緒嶋委員 1回、県外は、今後、津波対策を含めて、先進的なところはどれぐらい進んでおるかというのを見る必要があると思うんです。宮崎県との差がわからにゃ、宮崎県がどうするかというのがわからん。

だから、減災対策を含めて、津波対策を含めて、どれだけ進んじよるかというのが県によって相当、これは財政と言われたとおり、財政的な問題も絡んでくるけれども、やはりそういうところは見る必要があるんじゃないかと思うんですよね。

○中野委員長 高知県なんかすごいですものね。

○緒嶋委員 高知、静岡。

○中野委員長 和歌山。

○緒嶋委員 愛知。財政の問題もあるんですけども、やっぱりそれぐらいやっておるといものを我々が認識しながら、宮崎県の取り組みは本当にこれでいいのかという指摘していかなければ、前に進まんと思っています。やっぱりそういうところへ1回、視察先としてはちょっと入れてみてください。

○中野委員長 はい。特に、高知県なんかは行きましたけれども、防災タワーは、国が3割補助しとるんですね。その3割を県が2年間につくれば、みんな補助しているんです。だから、ばあっとみんなでき上がっていると。やっぱり私は、命に金はかけてもいいと思っています。

○坂口委員 ただ、そこで問題なんですけど、高知県は、公共事業をとめたんですよね。とめてそこに持っていった。

○中野委員長 ああ、そうですね。

○坂口委員 宮崎県は公共事業が物すごいおくられている。10%おくられている。だから、財源を

別個に、どうしても目的税をつくってもらわないと。公共事業、交付金と一緒にですから、全部そこへ持っていったら、何もできなくなるわけで、財源問題がやっぱりあるんです。

○緒嶋委員 その財源問題が一番絡んだるじゃけれども、どれだけ進んでいるかというのを1回見てみるといいですね。

○丸山委員 同じような話として、県土整備部に聞いてもらえばわかるんですが、L1津波、L2津波に対する対応を強靱化に基づいてしなくちゃいけないんです。

だけれども、今の河川とか、港湾の予算は、パイの中で動いていて、防災に特化すると、どこかを減らさないかんという形になってしまっています。

また、国の基準が、浸水対策に対して物すごい規模の家がつかないと国の防災基準には合致しないから、宮崎県ではできないですよということが言われているものですから、そういうことを踏まえて、国に、今後があるからしっかり守ってもらわんと困ると。宮崎県は、ここ数年、二、三年前によく南海トラフの地域に入ったものだから、ほとんど何もやっていない状況なんだよというのを国のほうにしっかり伝えていって、改善していってもらうことをしないと、なかなか簡単には前に進まないんじゃないかと思っています。

だから、それを含めて、県土整備部では、何の問題点がこうあって、どれをどう改善すればいいのかというのを教えてもらって、それをもとに、国とかに提言なり、要望とかに行くとかいう形をしてもらいたいんじゃないかなと私は思っています。

○坂口委員 言われたとおりなんです。都道府県が国土強靱化計画、全部つくったんですよ。

それにのっかっていないと、予算がいきませんよということをつくって、今度は、その中での整備の考え方というのが、重要な施設とか、犠牲が大きく想定されるところが優先される。

今度はそれを日本地図で見ると、浸水するところを赤で塗っていったら、あの近辺の東京がほとんどなんですよ。ということは、また向こうに重点的に予算を持っていかれた分、公共事業が減るということで、宮崎は物すごい深刻な状況にあるんですね。

だから、また僕らが課税を新たに考えろなんというのはタブーな問題で、税はよせというのがこの仕事だけれども。それを考えたとき、目をつむってでも、宮崎のこういった問題点、だから、また後回しになるよという、そうしたときに新たな税の、目的税の創設あたりもちょっと考えていくべきじゃないかなという気がしていますね。

東京あたりは、千葉から全部真っ赤です。（「そうです」と呼ぶ者あり）また、ほとんど金は持っていけません。宮崎は海岸線が少し赤いぐらいで、ここ人はいないじゃないかとかあったり、重要施設があるのとかあったとき。

○中野委員長 それでは、この資料2の活動計画は、一応こういうことでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、次回の委員会についてであります。今回は、県内調査先の協議を行うほか、執行部からの説明を行っていただく予定であります。執行部への説明資料要求等について、何かあります。いいですか。国の予算を1回、どなたか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 それでは、次回については、正副委員長に御一任いただけますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 どうもありがとうございます。そのような形で準備させていただきます。

最後に、協議事項（４）のその他、何かありませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 はい。次回の委員会は、6月定例会中の6月22日金曜日、午前10時から予定をしております。よろしく願いいたします。

それでは、以上で本日の委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

午前11時21分閉会